

不適正な事務処理事案の発生について

本市の令和2年度国庫補助事業において、不適正な取扱い事案が2件発生しました。

高齢者福祉課では、契約を締結せずに業務を発注し、委託料の支払が遅延するという事案が発生しました。このことにより、国への返還金（159万円）が発生します。

子育て支援課では、補助金の申請が漏れ、本来受領できるはずだった補助金（26万1千円）を受領できなかった事案が発生しました。

御迷惑をおかけした関係者の方々、市民の皆様に対し、心よりお詫び申し上げますとともに、今後このようなことが二度と起こらないよう、再発防止に努めてまいります。

1. 概要

(1) 介護保険システム改修事業（高齢者福祉課）

① 経緯

令和2年度に市が行った介護保険システム改修業務の委託について、本来であれば、業務委託契約を締結した上で改修が行われ、改修完了後、確認検査を経て、受注者からの請求書をもって、請負代金の支払いを行うべきところ、本事案については、改修を急ぐあまり、契約を締結せず、職員の判断により発注し、令和3年3月26日の改修完了後、職員が動作確認した上で相手業者が作成した検収確認書に署名し、令和3年4月19日付けで代金339万円の請求書が発行されました。

しかし、契約書を作成していないため、支払いができない状態のまま、令和3年5月31日に令和2年度予算の出納が閉鎖されました。

本事業は、国庫補助事業であり、令和3年度になり、別の職員が、県に提出する令和2年度国庫補助事業実績報告書の作成を進める過程で事態が判明したものです。

令和2年度中に事業が完了しなかったことにより、令和2年度に収入した介護保険事業補助金の返還金（159万円）が今後発生します。

② 原因

- ・ 適切に業務を遂行するための法令遵守の意識が徹底されていなかったこと。
- ・ 職員が一人で業務を担当し副担当を置いていなかったことにより、他に事業の進捗をチェックする者がいなかったこと。
- ・ 令和2年度予算の執行状況の確認時に、本事案に係る予算が未執行であることを見落とししたこと。

③ 市の対応について

- ・ 相手業者に対して謝罪の意を伝えると共に、業務が成立していたことを確認し、代金等の支払期限等について合意する「契約確認及び合意書」を令和3年8月18日に締結しました。
- ・ 代金等を早急に支払うため、令和3年度介護保険特別会計補正予算を令和3年8月16日に専決処分し、令和3年8月23日に支払いを完了しました。
- ・ 本件システム改修事業に係る国庫補助金159万円を返還するための予算を、9月市議会の令和3年度介護保険特別会計補正予算に計上しました。

(2) 子ども・子育て支援事業 (子育て支援課)

① 経緯

児童手当に係るマイナンバーを活用した情報連携を図るためのシステム改修を、令和2年6月に実施しました。

しかし、このシステム改修に必要な経費の2/3が国庫補助金の対象であったにもかかわらず、申請が漏れ、補助金26万1千円が受領できなかったものです。

② 原因

- ・ 関係機関からの通知で補助金対象であることを見落とししたこと。
- ・ 令和2年度予算において各事業における執行状況と合わせて、補助金申請の確認が適切に行われていなかったこと。

2. 再発防止について

業務の実施体制を今一度見直し、また、職員間のチェック体制の強化について、課内全職員に徹底を指示しました。

今後は、各担当者が補助金申請事務を十分理解した上で、確実に事務を行うため、チェック担当者を定め、責任を持ってチェックを行うなど、再発防止に向けた取組みを実施します。

3. 関係職員の処分について

地方公務員法第29条第1項第2号の規定により、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いました。

懲戒処分対象職員及び処分内容

(1) 介護保険システム改修事業

所属	職名	年齢	性別	処分日	処分内容
市民部	部長	58歳	男	令和3年8月30日	減給10分の1(3か月)
市民部	課長	57歳	男	令和3年8月30日	減給10分の1(3か月)
教育委員会	副主幹	51歳	男	令和3年8月30日	減給10分の1(3か月)
市民部	主査	47歳	男	令和3年8月30日	減給10分の1(3か月)

※ 所属等は現在のもの

(2) 子ども・子育て支援事業

所属	職名	年齢	性別	処分日	処分内容
市民部	部長	58歳	男	令和3年8月30日	訓告
市民部	課長	57歳	女	令和3年8月30日	訓告
総務部	課長	57歳	男	令和3年8月30日	訓告
教育委員会	副主幹	55歳	女	令和3年8月30日	訓告
市民部	副主幹	51歳	男	令和3年8月30日	訓告
市民部	主事	26歳	女	令和3年8月30日	注意

※ 所属等は現在のもの

【市長コメント】

御迷惑をおかけした関係者の方々、市民の皆様に対し心よりお詫び申し上げます。今後このようなことが二度と起こらないよう、組織的なチェック体制の整備を図り、再発防止と市政に対する信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。